

YouTuberを活用したサイクルツーリズム普及推進動画制作及び配信業務委託

(令和5年6月16日回答)

No.	質問概要	質問内容	回答
1	YOUTUBER採用人数に関して	<p>本件で採用するYOUTUBERの人数は何人以上になりますか。</p> <p>現在、10万人以上の自転車系YOUTUBERは2名のみです。それ以外は8万人以下となります。</p> <p>彼らはあくまでも演者であるため、撮影場所の交渉などは専門外となり、自治体様が直で依頼する場合も取材調整などは自治体様で行う場合が多いです。</p> <p>また拡散力を考えると年間3万再生は高いハードルとなり、違うメディアを使っている拡散が必須となります。</p> <p>現地でのアテンドや調整、拡散などを考えるとギャラなども考慮し1名が妥当な人数と考えています。</p> <p>市のお考えをお聞かせください。</p>	<p>本件で採用するYouTuberの人数は1名を想定しておりますが、予算内であれば、2名以上の採用を妨げるものではありません。</p> <p>なお、自転車系YouTuberに限定しているわけではなく、ターゲットイメージと親和性があるのであれば、例えば旅行系YouTuberなどをご提案いただくことも想定しております。</p>
2	動画内CMと著作権に関して	<p>撮影し編集した動画を彼らのYOUTUBE番組にアップする場合、CMはカットすることが条件でしょうか。</p> <p>また動画の著作権は通常は撮影・編集者にありますが（この場合はYOUTUBER）、本件は著作権および著作権隣接権譲渡も含めての納品となりますか？</p> <p>その場合、権利は市に移行しますが、YOUTUBER本人の番組に掲載することは問題ないのでしょうか。</p>	<p>YouTubeで再生した際に前後等に表示される広告については、配信しても問題ありません。</p> <p>仕様書にもありますとおり、著作権は原則、市に帰属するものとしておりますので、著作権、著作権隣接権譲渡も含めての納品となります。</p> <p>YouTuber本人のチャンネルへの掲載は問題ないものとします（市から許諾するという形式を想定しております。）。</p>
3	必要書類に関して	<p>本件は内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業と記載されております。撮影にかかった全ての領収書などは経費一覧として、素材納品後に市に提出する必要がありますか？</p>	<p>原則、撮影にかかった経費のすべての領収書を提出いただく必要はありません。</p> <p>ただし、必要に応じて追加で提出を求められる場合がありますので、適切な管理に努めてください。</p>
4	YouTuberのキャスティングについて	<p>(1) YouTuber のキャスティングにつきましては実施可否を確認し、可能だった方のみをご提案した方がよろしいでしょうか？</p> <p>(2) 複数名の候補者をご提案し、リストの中からお選び頂く、又は1組の候補者に限定してご提案し、複数社の中からお選びいただくのどちらのご提案の方がよろしいでしょうか？</p>	<p>(1) 実施可能な方のみご提案をお願いします。</p> <p>(2) 業務の目的を最大限達成できる1企画をご提案いただければと思います。</p>
5	YOUTUBER登録者数に関して	<p>10万人以上の登録者数を持つYOUTUBERの登録とありますが、これは1名（1チャンネル）の登録者数でしょうか。</p> <p>2名で10万人以上の場合も該当しますか。</p> <p>また過去、動画等で撮影されたYOUTUBER等も登録は可能でしょうか。</p>	<p>予算内で2名のYouTuber登録が可能であり、登録者数の合計が10万人以上であれば、2名での企画を提案していただいて差支えありません。</p> <p>過去、県内の類似案件などで撮影済みのYouTuberでの提案も差支えありません。</p>
6	質問書回答に関して	<p>他社さまからの質問回答に「業務の目的を最大限達成できる1企画を提案」という記載がありますが、</p> <p>複数選択肢があるような提案は不可（ex.AさんorBさん：両名とも実施可能は確認済といった内容）という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>その認識で相違ありません。</p>
7	仕様書の著作権を譲渡について	<p>YouTuberは動画クリエイターとして動画の内容にこだわりを持たれている方が多いです。</p> <p>著作権、隣接権の譲渡となると、どのような変更が加えられるかわからないためYouTuberというプロモーション手法においてハードルの高さが感じられます。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の流れは変えず、一部抜き出して市のPRで利用 ・HPへそのまま掲載 <p>など大きな加工はしないというクリエイター側に了承が得られやすい内容への変更は難しいでしょうか。</p> <p>仕様の変更がなくても受けていただけるyoutuberの方はいらっしゃると思いますが、上記の仕様変更いただけたほうがより効果的なご提案ができ、事業自体がより良くできるのではと思っております。</p> <p>もしくは仕様において、2次利用や著作権の扱いについても、それぞれ提案などにしていただけると助かります。</p>	<p>仕様は変更せず、著作権は市に帰属するものとしてご提案いただきますようお願いいたします。</p> <p>納品された動画については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の観光PRイベントでの全編再生 ・デジタルサイネージでの放映（～1分程度） ・テレビ等のメディアへの提供 <p>などへの活用を予定しております。</p> <p>動画の流れの変更など大きな加工は想定されませんが、今後上記以外での活用案が出ることも想定され、その都度柔軟に加工・使用できるものの納品が望ましく、制作された動画は市の財産としたいと考えております。</p>
8	成果品の二次利用について	<p>①成果品の二次利用の期間は、YouTuberのチャンネル内での公開期間と同時期のみ限定することは可能でしょうか。</p> <p>②成果品の二次利用にあたり、使用先/加工方法については、都度YouTuber側で確認させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本件においては、①、②ともに対応不可としてご提案願います。</p> <p>上述の質問7のとおり、動画制作、配信以降も市のPR等において、必要に応じて加工した上で活用したいため、制作された動画の著作権については、原則、市に帰属するものとさせていただきますと思います。</p>